



令和7年度改訂

危機管理マニュアル

目次

1. 生活安全
 - (1) 不審者対応
 - (2) 頭頸部外傷等への対応
 - (3) 熱中症対応
 - (4) 食物アレルギーへの対応
2. 交通安全
3. 災害対応
 - (1) 地震
 - (2) 火災
 - (3) 風水害

板橋区立徳丸小学校

1. 生活安全

(1) 不審者対応

① 不審者発見時の対応

ア 児童

- ・大声で周りの人に知らせる。できるだけ早く大人に知らせる
- ・不審者から離れる。自分で対応しようとするしない。

イ 教諭

- ・近くにいる教諭で不審者を包囲する。不用意に刺激しない。警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先する。
- ・用件を尋ね、不審な場合には校内に入れない。児童に近づけない。
- ・校内放送により、全校の児童・教職員に知らせる（あらかじめ決めた暗語を用いる）。
- ・放送が使えない場合は、事務職員、主事が全校に知らせる。
- ・生活指導主幹、または、時間のある教員で警察への通報、教育委員会への緊急通報を行う。（直通ボタンを押す）
- ・教室の施錠を行い、児童をドアから遠い場所へ避難させ、カーテンを閉める。

ウ 管理職

- ・すべての総指揮を行う。
- ・不在の場合には、主幹教諭が総指揮を行う。
- ・以上の行動が瞬時に取れるよう、日頃から訓練を行う。

② 教職員の役割分担

ア 校長（本部・統括）

- ・教職員に指示を出し対策本部長をつとめる。

イ 副校長（渉外）

- ・渉外関係の担当を担う。

イ 生活指導主幹（通報・連絡文書作成）

- ・不審者対応マニュアルを策定し、周知する。
- ・不審者侵入時に警察およびへの緊急通報、または、緊急連絡を指示する。

ウ 教務主幹（指示・管理職補佐）

- ・管理職不在の場合に、全体の指揮を執る。

エ 不審者直接対応（主に男性教職員、主事）

- ・不審者への声かけ、対応をする。

オ 児童管理（主に女性教職員、主事）

- ・児童を不審者のいる場所から遠ざける、教室等での児童管理をする。

③ 児童の避難方法

ア 教室、特別教室

- ・ドアの鍵をかけ、カーテンを閉めて、児童を窓から見えない場所に集め、静粛にさせる。

イ 廊下

- ・児童を近くの教室に入れ、その教室の鍵をかけ、カーテンを閉めて、窓から見えない場所に集めて静粛にさせる。

ウ 体育館

- ・出入り口の鍵を閉め、児童を出入り口から遠い場所に集めて、静粛にさせる。その際、児童を立たせておく。
- ・教職員は、パイプ椅子など、武器になるものを持つ。

エ 校庭

- ・児童を不審者から遠い場所、できれば門の近くに集めて、静粛にさせる。その際、児童は立たせておく。
- ・教職員は、高跳びの棒など、武器になるものを持つ。

④ 保護者への連絡方法

ア メール

- ・副校長は、校長の指示のもと、事後速やかに保護者に向けて、学校連絡メールで事案を周知する。

イ 保護者向け印刷物

- ・生活指導主幹は、校長の指示のもと、事案の経過についてまとめ、管理職の決済を得たのち、連絡文書を作成し、児童数で配布する。

ウ 臨時保護者会

- ・必要に応じて臨時保護者会を開催し、事案の経過を保護者に報告する。

⑤ 教育委員会への報告

- ・生活指導主幹は、事案の発生からできるだけ早い段階で教育委員会に緊急通報を行う。生活指導主幹が不在または通報が不可能な場合は、校長の指示のもと、手の空いている教職員が緊急通報を行う。
- ・事後、校長より事案の詳細をまとめた報告を教育委員会に対して行う。

⑥ 事後

ア 調査・検証

- ・校長の指示のもと、不審者侵入の経路と、それに対する備えを再確認し、再発防止に向けて検証する。
- ・マスコミ対応が必要になった場合には副校長が窓口となる。

イ 心のケア

- ・校長は、必要に応じて、児童の心をケアするため、スクールカウンセラーと連携し、場合によっては臨床心理士等の専門家の派遣を要請する。

ウ 再発防止

- ・再発防止に向けて、侵入経路や避難方法を検証し、対策をブラッシュアップする。

エ 教職員の研修

- ・年度当初にこれらのことを確認する安全講習を行う。
- ・以上に加え、防犯カメラの画像確認方法、非常通報装置について確認する。

(2) 頭頸部外傷等への対応

① 未然防止

ア 教職員

- ・教職員は、定期的、計画的に、体育、特別活動、特別な教科道徳を通して、

廊下や遊具の安全な通行や遊び方、使い方を児童に指導する。

- ・授業以外でも、休み時間や授業外の時間を通して、児童に安全に対する意識をさせるよう指導する。
- ・児童が自ら安全に対する意識が高められるよう指導する。

イ 児童

- ・委員会活動を通して、ポスターや標語を掲出するなど、児童自らが安全に対して意識する活動を取り入れる。
- ・安全に対する行動について考え、児童同士が話し合う。

② 事故発生時の対応

- ・首から上の外傷に関しては、すべて養護教諭および管理職に報告し、指示を仰ぐ。
- ・養護教諭は、必要に応じて、校長の指示のもと、医師に受診させる。
- ・医師に受診させる際、救急車両の出動要請を躊躇わない。

③ 教職員の役割分担

ア 管理職

- ・本部となり、教員への指示を出す。管理職不在の場合には、教務主幹が指示を出す。

イ 養護教諭

- ・怪我を負った児童の対応をし、校長の指示のもと、必要に応じて医師と連絡を取り、必要ならば児童に付き添う。また、このことに対する校長への進言を行う。

ウ 生活指導主幹

- ・情報を取りまとめて管理職に報告する。また、現場の教職員への指示を出す。

エ 教職員

- ・現場に居合わせた教職員は、児童の安全を第一に考え、養護教諭およびへの報告、事故の詳細をできる限り記録に残す。
- ・他の教職員は、児童管理を行い、学校が平静を保てるよう努める。

④ 保護者への連絡方法

- ・担任、あるいはその場に居合わせた教職員は、速やかに当該保護者に連絡を取れるよう努める。
- ・副校長は、必要に応じて学校連絡メールを使い、保護者に事故を周知する。
- ・校長は、必要に応じて臨時保護者会を開催し、保護者への情報提供を行う。
- ・マスコミ対応が必要になった場合には、副校長が窓口となる。

⑤ 教育委員会への報告

- ・校長は、事故後速やかに教育委員会に事故の一報を入れる。
- ・生活指導主幹は、事故の詳細をまとめ、校長に報告する。校長は、その内容を教育委員会に報告する。

⑥ 事後

ア 調査・検証

- ・校長の指示のもと、事故の経緯と、その原因となった事象を、再発防止に向けて検証する。

- ・ マスコミ対応が必要になった場合には副校長が窓口となる。
 - ・ 必要に応じて、これまでの未然防止策を見直す。
- イ 心のケア
- ・ 校長は、必要に応じて、児童の心をケアするため、スクールカウンセラーと連携し、場合によっては臨床心理士等の専門家の派遣を要請する。
- ウ 再発防止
- ・ 再発防止に向けて、危険箇所の再点検、学校のきまり等の再確認、追加・訂正を行う。
- (3) 熱中症対応
- ① 未然防止
- ・ 環境省の暑さ指数を常に把握し、各教職員が指数を見ながら校庭や体育館での活動ができるかどうか判断しやすいようにしておく。
 - ・ 校庭に色違いのコーンを出し、運動に適した指数かどうかを視覚的にわかりやすく掲出する。
 - ・ 暑さ指数の重要性や、熱中症の危険を児童に知らせておく。
- ② 事故発生時の対応
- ・ 事故が発生したときには、児童の安全を第一に、速やかに養護教諭および管理職に報告をする。
 - ・ 養護教諭は、即座に救急への連絡等の緊急対応を取る。
 - ・ 教職員は、他の児童を管理するとともに、他に症状の出ている児童がいないか確認をする。
- ③ 職員の役割分担
- ア 管理職
- ・ 情報を集めて、教職員を統括、指揮する。管理職不在の場合には、教務主幹がこの役割を担う。
- イ 養護教諭
- ・ 必要に応じて医療機関に連絡し、緊急連絡を躊躇わない。
- ウ 教職員
- ・ その場に居合わせた教員は養護教諭および管理職に報告し、その場に居合わせた他の教職員は経過を記録に残す。
 - ・ 他に症状のある児童がいないか経過を観察し、必要に応じて報告する。
 - ・ 他の児童を管理する。
- ④ 保護者への連絡
- ・ 担任、あるいはその場に居合わせた教職員は、当該児童の保護者と速やかに連絡を取り、経過を報告する。
 - ・ 副校長は、必要に応じて学校連絡メールを使用し、すべての保護者に事故を周知し、同時に注意喚起をする。
 - ・ 生活指導主幹は、必要に応じて保護者向けの文書を作成し、管理職の決済を得た上で児童数で配布する。
- ⑤ 教育委員会への報告
- ・ 生活指導主幹、あるいはその他の教員は、事故が起こった時点で、管理職に

報告し、管理職は、教育委員会に速やかに通報する。

- ・全容がつかめた時点で、管理職は教育委員会に経過を報告する。

⑥ 事後

ア 調査・検証

- ・校長の指示のもと、事故の経緯を検証し、活動可能指数の引き下げなど、再発防止に向けた具体的な方策を決定する。
- ・マスコミ対応が必要になった場合には副校長が窓口となる。

イ 心のケア

- ・校長は、必要に応じて、児童の心をケアするため、スクールカウンセラーと連携し、場合によっては臨床心理士等の専門家の派遣を要請する。

ウ 再発防止

- ・再発防止に向けて、活動がふさわしかったかどうかなど、具体的に今後の方策を考える。

(4) 食物アレルギーへの対応

① 未然防止

- ・除去食の情報を正確に把握する。全教職員が把握できるよう、一覧表にして、栄養士、養護教諭、補教担当が所持し、管理する。
- ・アレルギー食除去の流れを明文化し、全教職員で共有する。
- ・「アレルギーへの対応カード」を作成し、配膳員、担任あるいは補教の教員、栄養士で確実に除去できているか確認する。
- ・年度初めにアレルギーへの対応研修を実施する。

② 事故発生時の対応

- ・事故発生時には、担任、あるいは居合わせた教職員は、速やかに養護教諭および管理職に報告する。
- ・近くの教員は、担任の補助に当たるとともに、発生時刻、状況等を時系列で報告できるよう記録を取る。
- ・養護教諭は、速やかに緊急通報を行う。

③ 職員の役割分担

ア 管理職

- ・全体の情報を集め、統括・指揮を執る。管理職不在の場合は、教務主幹がこの役割を担う。
- ・教育委員会に事故発生の一報を入れる。

イ 養護教諭

- ・状況を把握し、緊急通報を行い、児童の介護をする。

ウ 教職員

- ・児童の介護をするとともに、エピペンの使用など、その児童に合った対処を行う。
- ・記録を担う教職員は、他の教職員と協力しながら経過を記録する。また、その記録を、救急隊員等に報告する。
- ・当該児童の保護者に事故の発生を報告する。
- ・他の教職員は、児童管理を行い、他の児童が過度に動揺しないよう努める。

- ④ 保護者への連絡方法
 - ・管理職は、必要に応じて学校連絡メール等で事故発生時の状況や考えられる原因、その後の経過を保護者に周知する。
 - ・生活指導主幹は、必要に応じて保護者向けの文書を作成し、管理職の決済を取った上で、児童数で配布する。
- ⑤ 教育委員会への報告
 - ・管理職は、すべての情報が集まった段階で、教育委員会に事故についての報告を行う。
- ⑥ 事後
 - ア 調査・検証
 - ・事故の原因を検証し、除去食対応の改良など、再発防止に向けた具体的な方策を決定する。
 - ・マスコミ対応が必要になった場合には副校長が窓口となる。
 - イ 心のケア
 - ・校長は、必要に応じて、児童の心をケアするため、スクールカウンセラーと連携し、場合によっては臨床心理士等の専門家の派遣を要請する。
 - ウ 再発防止
 - ・再発防止に向けて、除去食受け渡し方法の見直しなど、具体的に今後の方策を考える。
 - ・組織的対応を再確認し、改良点があった場合にはマニュアルを変更する。

2. 交通安全

(1) 学校管理下

- ① 未然防止
 - ・定期的、計画的に安全教育を行い、児童の意識を高めておく。
 - ・地域と連携して通学路の点検を行い、危険箇所を共有する。
 - ・関係機関の協力の下、交通安全教室を行う。
- ② 事故発生時の対応
 - ・事故の報告を受けたら、事故現場と被害の状況をできる限り確かめる。
 - ・必要な教職員は、速やかに現場に駆けつける。
 - ・管理職と生活指導主幹は学校に残り、状況の正確な把握に努める。
- ③ 職員の役割分担
 - ア 管理職
 - ・学校で情報収集に当たる。
 - ・教育委員会に事故発生の一報を入れる。
 - ・管理職不在の場合は、教務主幹がこの役割を担う。
 - イ 生活指導主幹、養護教諭
 - ・管理職とともに情報収集に当たる。収集した情報を管理職に報告する。
 - ・校長の指示のもと、現場にいる教職員に指示を出す。
 - ウ 教職員
 - ・現場に駆けつけた教職員は、必要に応じて緊急車両の要請等を行い、当該児童を救護する。また、道路の安全確保するよう最大限努める。他の児童がい

た場合は、協力してその安全を確保する。

- 学校に残る教職員は、その他の児童の管理に当たる。校長の指示のもと、下校中だった場合は下校をいったん中断し、安全が確認できるまで下校させない。場合によっては集団下校、保護者引き取り等を行う。

④ 保護者への連絡方法

- 養護教諭は、当該児童の保護者に事故発生の連絡を入れる。
- 副校長は、必要に応じて、学校連絡メール等を用い、保護者に周知する。その際、当該児童の人権に十分配慮する。
- 生活指導主幹は、必要に応じて保護者向けの文書を作成し、管理職の決済を取った上で、児童数で配布する。

⑤ 教育委員会への報告

- 管理職は、得た情報をもとに、教育委員会に事故についての報告を行う。

⑥ 事後

ア 調査・検証

- 校長の指示のもと、これまでの指導を検証し、必要ならば安全教育のあり方や内容を見直す。
- マスコミ対応が必要になった場合には副校長が窓口となる。

イ 心のケア

- 校長は、必要に応じて、児童の心をケアするため、スクールカウンセラーと連携し、場合によっては臨床心理士等の専門家の派遣を要請する。

ウ 再発防止

- 再発防止に向けて、安全教育が十分であったかなど、具体的に今後の方策を考える。
- 組織的対応を再確認し、役割分担等で改良点があった場合には変更する。

(2) 学校管理外

① 未然防止

- 定期的、計画的に安全教育を行い、児童の意識を高めておく。
- 長期休業前には、交通ルールの確認および生活指導主幹の講話で児童の注意を喚起する。
- 関係機関の協力の下、交通安全教室を行う。

② 事故発生時の対応

- 学校管理外の場合には、基本的に、外部公的機関を積極的に活用する。
- 事故の報告を受けたら、事故現場と被害の状況をできる限り確かめる。
- 必要な教職員は、速やかに現場に駆けつける。
- 管理職と生活指導主幹は学校に残り、状況の正確な把握に努める。

③ 職員の役割分担

ア 管理職

- 学校で情報収集に当たる。
- 教育委員会に事故発生の一報を入れる。
- 管理職不在の場合は、教務主幹がこの役割を担う。

イ 生活指導主幹、養護教諭

- ・管理職とともに情報収集に当たる。収集した情報を管理職に報告する。
- ・校長の指示のもと、現場にいる教職員に指示を出す。

ウ 教職員

- ・現場に駆けつけた教職員は、必要に応じて緊急車両の要請等を行い、当該児童を救護する。また、道路の安全確保するよう最大限努める。他の児童がいた場合は、協力してその安全を確保する。
- ・学校管理外の状況把握は極めて難しいことが予想されるため、外部の公的機関に委ねられる場合は積極的に委ねる。

④ 保護者への連絡方法

- ・学校に残る教職員は、当該児童の保護者に事故発生の連絡を入れる。
- ・副校長は、必要に応じて、学校連絡メール等を用い、保護者に周知する。その際、当該児童の人権に十分配慮する。
- ・生活指導主幹は、必要に応じて保護者向けの文書を作成し、管理職の決済を取った上で、できるだけ早く児童数で配布する。

⑤ 教育委員会への報告

- ・管理職は、得た情報をもとに、教育委員会に事故についての報告を行う。

⑥ 事後

ア 調査・検証

- ・校長の指示のもと、これまでの指導を検証し、必要ならば安全教育のあり方や内容を見直す。
- ・マスコミ対応が必要になった場合には副校長が窓口となる。

イ 心のケア

- ・校長は、必要に応じて、児童の心をケアするため、スクールカウンセラーと連携し、場合によっては臨床心理士等の専門家の派遣を要請する。

ウ 再発防止

- ・再発防止に向けて、安全教育が十分であったかなど、具体的に今後の方策を考える。
- ・組織的対応を再確認し、役割分担等で改良点があった場合には変更する。

3. 災害対応

(1) 地震

① 緊急地震速報発令時の対応方法

ア 日常的な取り組み

a 教職員

- ・日常の施設設備の安全点検、防災組織と役割分担を行っておく。校長を本部長とし、校長不在時でも副校長、教務主幹が本部長となる体制を確立しておく。
- ・児童の避難方法、災害発生時の指導及び対応、保護者との連絡方法を確認する。
- ・地震を想定した避難訓練を行う。
- ・災害対策本部、区教育委員会、警察署、消防署及び教職員との連絡網の確認をする。
- ・勤務時間外でも常に所在を明らかにし、非常召集に直ちに応じられる態勢を確保する。

b 児童

- ・保健や理科、その他の関連する教科・領域を通して、児童が災害に適切に対処できる知識や技能の習得を図る。また、すべての学校教育活動を通して、適切な対応等、実践的な態度や能力の育成に努めるとともに、計画的・継続的に推進する。

② 震度5以上の地震発生時の対応方法

ア 職員

- ・直ちに授業を打ち切り、児童の安全を確保する。
- ・今後の安全が確認されるまで臨時休校の措置をとる。
- ・児童は保護者又は代理人に引き渡して帰宅させる。保護者に引き渡すまでは、学校で保護する。
- ・宿泊を伴う校外学習時は、地元の官公庁と連絡を取り、その対策本部の指示に従う。また、速やかに学校と連絡を取る。校長は区教育委員会に報告するとともに、保護者へも周知する。
- ・宿泊を伴わない校外学習時は、地元の官公庁と連絡をとりながら、即時帰校の措置をとるとともに、学校長及び教育委員会へ報告する。ただし、交通機関等の状況により帰校が危険であったり、困難と判断されたりする場合には、地元官公庁と連絡をとり、対策本部の指示に従う。
- ・校外学習からの帰校後は、前記在校時と同様の措置をとる。

イ 児童

- ・校内にいる場合、揺れのある間は、校舎外に飛び出さない。窓際から速やかに離れる。頭部保護のため机やカバン、防災頭巾等を利用する。揺れがおさまる次第、放送等の指示に従い、友達と協力して、避難場所へ速やかに移動する。
- ・校舎外にいる場合は、校舎内に入らない。校舎、体育館、倉庫、遊具等から離れる。身を守る姿勢を取り、教職員や放送の指示を待つ。
- ・校外学習等で校外にいる場合は、窓際から速やかに離れる。宿泊行事の場合、就寝時は布団等で頭部を保護する。放送や、教職員、施設の人の指示を待つ。その後、友達と協力して安全な場所に避難し、待機する。避難できない場合には大声や音をだして合図する。
- ・登下校時は、カバン等で頭部を守りながら建物・側壁等から速やかに離れる。その後、公園等広い安全な場所に避難する。

③ 職員の役割分担

ア 本部（校長、副校長、不在時は教務主幹、生活指導主幹）

- ・全体の連絡調整、指示、教育委員会への報告を行う。

イ 救護班（1年担任・3年担任、音楽・家庭科・少人数担当）

- ・児童の避難誘導及び安全確保、児童の保護者への引渡及び保護、避難者の組織編成を行う。

ウ 施設班（2年担任・5年担任・用務主事）

- ・施設設備の点検、被災状況の把握、ライフラインの点検、確保を行う。

エ 生活応援班（4年担任・6年担任・図工・事務室）

- ・避難所開設に向けた準備、連絡調整を行う。

- ④ 教育委員会への報告
- ・校長は、被害の状況が明らかになり次第、教育委員会に報告する。
- ⑤ さらに危険と判断した場合の対処
- ・校長は、学校にとどまることが危険と判断した場合には、速やかに三次避難場所である西徳第一公園への避難を指示する。避難方法は、あらかじめ訓練しておく。
- ⑥ 保護者への引き渡し
- ・副校長は、可能であれば、学校連絡メールにて児童を引き渡しにより下校させることを保護者に周知する。
 - ・学校連絡メールが使用不可の場合に備え、保護者にはあらかじめ、震度5以上の地震が発生した場合は基本的に引き渡しによる下校となることを周知しておく。
 - ・引き渡し方法は、基本的に校庭で、学級順に並べ、あらかじめ登録された保護者が引き取りに行くという形を取る。この引き渡し方法は、5月の避難訓練で練習しておく。
 - ・学校にいたることが困難と判断され、二次（三次）避難場所へ移動した場合は、そこで児童を保護者に引き渡す。その可能性があることも、保護者にあらかじめ周知しておく。
- ⑦ 避難所開設時の組織
- 避難所開設時には、地域町会と協力し、あらかじめ周知された組織で運営する。
- ア 救護班（学校側は養護教諭が代表となる）
- a 児童部
- ・保護者への引き渡し確認
 - ・児童の状況把握（訪問）
 - ・授業再開計画
- b 救護部
- ・避難児童の救護
 - ・校内消毒活動
 - ・医薬品管理
 - ・高齢者、身障者対応
- c ボランティア部
- ・避難者の組織編成
 - ・避難者名簿作成、表示
 - ・避難者の対応
 - ・ボランティアとの連絡調整
- イ 施設班（学校側は生活指導主幹が代表となる）
- a 防火対策部
- ・初期消火活動
 - ・立入禁止場所指定確保
 - ・施設点検及び管理

- ・非常持ち出し品の搬出
- b 安全対策部
 - ・校内整備管理
 - ・施設被害まとめ作成
 - ・ライフライン点検確保
- c 環境部
 - ・ゴミの処理及び清掃
 - ・トイレ指導・寝具準備
 - ・ペット等の対応
 - ・飲料水他水対策
- ウ 生活応援班（学校側は教務主幹が代表となる）
 - a 給食部
 - ・給食提供（例えば、8時12時16時）
 - ・食糧管理及び食料配布
 - ・飲料水対策
 - b 物資部
 - ・物資の受け払い・配布
 - ・物品受払簿作成、物資管理
 - ・防災倉庫管理
 - c 広報部
 - ・避難所内情報伝達
 - ・避難所開設日誌作成
 - ・問い合わせへの対応
 - d 渉外部
 - ・学校外諸機関との連絡
 - ・避難収容状況、給食状況報告
 - ・車両等の配置
 - ・校庭使用割り振り

(2) 火災

① 火災発生時の対応

ア 児童

- ・校舎内にいる場合は、放送をよく聞いて、火災発生場所を知り、適切な避難経路を考える。教職員が近くにいる場合は、その指示に従い、校庭に避難する。
- ・休み時間で校舎内にいる場合は、放送があったらすぐに静粛にし、火災発生場所を聞き取って、適切な避難経路を通り、校庭に避難する。教職員が近くにいる場合は、その指示に従う。
- ・体育館にいる場合は、すぐに活動をやめ、放送を聞く。教職員の指示に従って校庭に避難する。
- ・校庭にいる場合は、すぐに活動をやめ、放送を聞いて、できるだけ火災発生場所から離れる。

- どの場合でも「おかしも」の約束を守り、ハンカチを口と鼻に当てて避難する。
- 登下校時や放課後、夜間の場合は、火災発生場所からできるだけ離れ、自宅に戻る。火事を発見した場合は、すぐ近くの大人に知らせる。

イ 教職員

- 日頃から、児童には、非常放送が鳴ったら静粛にして聞くことを習慣づけるとともに、避難経路と何度も確認しておく。
- 火災が発生したら、発見した教職員がすぐに周りに知らせる。近くにいる児童を安全な場所に避難させる。
- 火災発生を聞いた教職員は、すぐに119番に連絡をし、緊急車両の受け入れを要請する。
- 火災発生場所にいた教職員は、初期消火を試みる。火が天井に達した時点で消火をあきらめ、避難する。
- 用務主事は、校舎に残された児童がいないか確認する。一人は、記入車両受け入れのため、校門を開ける。
- 校長は本部長として副校長とともに校庭で避難してくる児童を受け入れる。
- 学級担任は、校庭に避難後、児童の人数を数え、副校長に報告する。副校長は、確認できた人員を校長に報告する。
- 管理職が不在の場合は、教務主幹、生活指導主幹が本部長の仕事を担う。
- 全員の無事が確認できた時点で、なお校長が危険と判断した場合は、二次避難場所である西徳第一公園に避難する。
- 二次避難場所でも児童の人員確認を行う。

② 教育委員会への報告

- 校長は、状況が分かった時点で、教育委員会に報告をする。

③ 保護者への連絡

- 副校長は、学校連絡メールが使える場合には、保護者に火災発生およびその後の対応を周知する。その際、児童の無事とともに、下校時刻、下校方法を知らせる。

④ 事後

ア 調査・検証

- 校長の指示のもと、事態を検証し、火災原因や、防げなかった背景を調べる。
- マスコミ対応が必要になった場合には副校長が窓口となる。

イ 心のケア

- 校長は、必要に応じて、児童の心をケアするため、スクールカウンセラーと連携し、場合によっては臨床心理士等の専門家の派遣を要請する。

ウ 再発防止

- 再発防止に向けて、安全点検が十分であったかなど、具体的に今後の方策を考える。

(3) 風水害

① 気象警報発令時の対応

台風等風水害防災行動計画（タイムライン）に基づき行動する。

なお、避難場所は基本的に徳丸小であることを周知しておく。

ア 事前に予測ができる場合

a 前々日

- ・校内連絡体制の再確認をする。
- ・学校連絡メールおよび生活指導主幹が作成し、管理職の決済を得た印刷物で、保護者あて予告通知をする。
- ・必要に応じて給食献立の変更指示をする。
- ・対策本部が設置された場合の出席準備をする。

b 前日

- ・副校長は学校関係者への連絡を行う。
- ・再度緊急連絡メールを配信する。
- ・緊急連絡メール未登録者には、電話連絡をする。
- ・ICT担当は、ホームページを更新する。

c 当日

- ・校長は、教育委員会に状況を報告する。
- ・必要に応じて学校連絡メール、ホームページ等で情報を発信する。

イ 事前に予測ができない場合

a 特別警報発令時

- ・児童が家庭にいる時間帯に発令された場合は、臨時休校とする。
- ・児童が在校中に発令された場合は、解除されるまで学校待機とする。解除されたあと、必要に応じて集団下校、保護者に引き渡しを判断する。

b その他気象情報発令時

- ・通常授業とする。
- ・保護者の判断で登校させない場合には、出席停止扱いとする。

② 事後

- ・大きな被害が出るなど、校長が必要と判断したときは、児童の心をケアするため、スクールカウンセラーと連携し、場合によっては臨床心理士等の専門家の派遣を要請する。